



宮 崎 県 公 報

平成22年12月27日 (月曜日) 第 2247 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○民有林の保安林の指定 (2 件) …………… (自然環境課) 1

訓 令

○文書取扱規程の一部を改正する訓令…………… (総務課) 1

公 告

○県営土地改良事業計画の策定…………… (農村整備課) 2

○落札者等の公告 (4 件) …………… 2

教育長訓令

○県教育庁等文書取扱規程の一部を改正する訓令…………… 3

県議会告示

○県議会文書取扱規程の一部を改正する告示…………… 3

告 示

宮崎県告示第 920号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年12月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 日南市北郷町大藤字内野北乙1479・乙1480-1・乙1480-2 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関

係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 921号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年12月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内字亀戸5573、5577-1

2 指定の目的 落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

訓 令

文書取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成22年12月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第13号

文書取扱規程の一部を改正する訓令

文書取扱規程 (平成22年訓令第5号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(起案の方法) 第16条 起案は、次に定めるところにより行わなければならない。 (1) 文書は、常用漢字表 (昭和56年内閣告示第1号)、現代仮名遣い (昭和61年内閣告示第1号) 及び送り仮名の付け方 (昭	(起案の方法) 第16条 起案は、次に定めるところにより行わなければならない。 (1) 文書は、常用漢字表 (平成22年内閣告示第2号)、現代仮名遣い (昭和61年内閣告示第1号) 及び送り仮名の付け方 (昭

<p>和48年内閣告示第2号)により、平易かつ簡潔に書くこと。 (2)・(3) [略] (文書取扱課名の表示等) 第20条 知事名、副知事名、部長名又は局長(企業立地推進局及び 高速道対策局を除く。)名で発する文書には、当該文書の末尾に 括弧書きで文書取扱課名を表示するものとする。 2 [略]</p>	<p>和48年内閣告示第2号)により、平易かつ簡潔に書くこと。 (2)・(3) [略] (文書取扱課名の表示等) 第20条 知事名、副知事名、部長名又は局長(高速道対策局を除く 。)名で発する文書には、当該文書の末尾に括弧書きで文書取扱 課名を表示するものとする。 2 [略]</p>
---	--

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、この訓令による改正後の文書取扱規程の規定は、平成22年11月30日から適用する。

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、
繩瀬地区県営土地改良事業(都城市、畑地帯総合整備事業)に係
る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年12月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成22年12月27日から平成23年1月31日まで
- 縦覧場所
都城市役所農村整備課内及び都城市高崎総合支所産業振興課内

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

平成22年12月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 落札に係る調達件名及び数量
普通科高校教育用コンピュータ賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県教育庁財務福利課 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 落札者を決定した日
平成22年10月29日
- 落札者の氏名及び住所
(1) NECパーソナルシステム南九州株式会社宮崎営業所 宮崎
県宮崎市大塚町樋ノ口2004番地
(2) NECキャピタルソリューション株式会社九州支社 福岡県
福岡市博多区御供所町1番1号
- 落札金額
31,147,200円
- 一般競争入札の公告を行った日
平成22年9月16日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

平成22年12月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 落札に係る調達件名及び数量
農業高校教育用コンピュータ賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県教育庁財務福利課 宮崎市橋通東2丁目10番1号

- 落札者を決定した日
平成22年10月29日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 株式会社南日本ネットワーク 宮崎県宮崎市広島1丁目3番
3号
(2) NECキャピタルソリューション株式会社九州支社 福岡県
福岡市博多区御供所町1番1号
- 落札金額
28,476,000円
- 一般競争入札の公告を行った日
平成22年9月16日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

平成22年12月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 落札に係る調達件名及び数量
総合実践システム賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県教育庁財務福利課 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 落札者を決定した日
平成22年10月29日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 富士電機ITソリューション株式会社宮崎支店 宮崎県宮崎
市江平1丁目3番6号
(2) 三菱UFJリース株式会社九州支店 福岡県福岡市中央区天
神一丁目12番7号
- 落札金額
41,202,000円
- 一般競争入札の公告を行った日
平成22年9月16日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

平成22年12月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 落札に係る調達件名及び数量
商業高校用等教育用コンピュータ賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県教育庁財務福利課 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 落札者を決定した日
平成22年10月29日

- | | |
|---|---|
| 4 落札者の氏名及び住所
(1) 株式会社南日本ネットワーク 宮崎県宮崎市広島 1 丁目 3 番 3 号
(2) N E C キャピタルソリューション株式会社九州支社 福岡県 | 福岡市博多区御供所町 1 番 1 号
5 落札金額
47,691,000円
6 一般競争入札の公告を行った日
平成22年 9 月16日 |
|---|---|

教育長訓令

県教育庁等文書取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。
平成22年12月27日

宮崎県教育委員会教育長 渡 辺 義 人

宮崎県教育委員会教育長訓令第 7 号

本 庁
各出先機関
各教育機関

県教育庁等文書取扱規程の一部を改正する訓令

県教育庁等文書取扱規程（平成 2 年宮崎県教育委員会教育長訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(起案の方法) 第17条 起案は、次に定めるところにより行わなければならない。 (1) 文書は、常用漢字表（昭和56年内閣告示第1号）、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）及び送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）により、平易かつ簡潔に書くこと。 (2)・(3) [略]	(起案の方法) 第17条 起案は、次に定めるところにより行わなければならない。 (1) 文書は、常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）及び送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）により、平易かつ簡潔に書くこと。 (2)・(3) [略]

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、この訓令による改正後の県教育庁等文書取扱規程の規定は、平成22年11月30日から適用する。

県議会告示

県議会文書取扱規程の一部を改正する告示をここに公表する。
平成22年12月27日

宮崎県議会議長 中 村 幸 一

宮崎県議会告示第 3 号

県議会文書取扱規程の一部を改正する告示

県議会文書取扱規程（平成12年宮崎県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(起案の方法) 第11条 起案は、次に定めるところにより行わなければならない。 (1) 文書は、常用漢字表（昭和56年内閣告示第1号）、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）及び送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）により、平易かつ簡潔に書くこと。 (2) [略]	(起案の方法) 第11条 起案は、次に定めるところにより行わなければならない。 (1) 文書は、常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）及び送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）により、平易かつ簡潔に書くこと。 (2) [略]

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の県議会文書取扱規程の規定は、平成22年11月30日から適用する。